

みなさんの
健康づくりを
サポート
するために

2024～2029年度〔第3期〕

データヘルス計画

あいちフィナンシャルグループ健康保険組合では、
2024～2029年度の6年間の保健事業の効果的な実施のため、
第3期データヘルス計画を策定しました。
5つの重点実施事業についてご紹介します。

1. 生活習慣病予防事業

生活習慣病の三大疾病である糖尿病・脂質異常症・高血圧症の重症化予防を目的に、事業主と連携を図り、医療機関を受診していないリスク保有者に対して受診勧奨を行います。

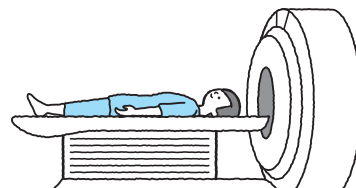
生活習慣病該当率	実績値	2029年度目標値
	23.9%	18.0%以下



2. 人間ドック受診促進事業

重篤な疾病の早期発見・早期治療につなげるため、人間ドック受診率の向上をめざします。

人間ドック受診率	実績値	2029年度目標値
	40.0%	70.0%以上



3. ジェネリック医薬品利用促進事業

増え続ける医療費抑制のため、国が2029年度末までに全ての都道府県で達成をめざす数量シェア80.0%以上を保持します。

ジェネリック医薬品の数量シェア	実績値	2029年度目標値
	81.0%	80.0%以上



4. 禁煙事業

喫煙習慣は、がんや生活習慣病など多くの疾病の要因となります。加入者の喫煙率低下をめざします。

喫煙率	実績値	2029年度目標値
	22.4%	16.0%以下



5. 口腔ケア事業

歯周病は、口の中だけではなく全身の健康に悪影響を及ぼすことから、昼食後の口腔ケアの定着化をめざします。

昼食後の口腔ケア実施率	実績値	2029年度目標値
	41.0%	60.0%以上



あいちフィナンシャルグループ健保組合のさまざまな保健事業を、みなさんの健康づくりにお役立てください。

詳しくは
こちら



健保組合の ホームページに今すぐアクセス！

あいちフィナンシャルグループ健康保険組合 | <https://www.aichifg-kenpo.or.jp>



ザ グラン リゾート
でお得に旅を！

ナビダイヤル(9時～18時)

0570-00-1955

予約サイト

<https://granresort.jp/c-member/base/>



Check!

みなさんに
知ってほしい情報を
随時更新します

『Health Partner』が
WEBで読めます

ご活用
ください

原因不明の症状が続いている
子どもが転倒、すぐ受診すべき？
通院中だが、治療に不安がある
仕事で自信をなくしてしまった

“日常以上、病院未満”の健康のお悩みを解決！



「みんなの家庭の医学」は、
医療の専門職がお応えする「健康相談」や、
医師が監修した医療情報などを搭載した、
健康の悩みをワンストップで解決する
ヘルスケアアプリです。

「みんなの家庭の医学」

ダウンロードはこちらから



06231088

健康相談をご利用いただくには、
上記の専用団体コードが必要です。

こちらからも健康相談をご利用いただけます

通話料・相談料
無料

0120-688-668

からの相談/24時間365日 こころの相談/平日9時～21時、土曜日10時～18時

このサービスは(株)保健同人フロンティアが運営しています。相談者名や内容が会社・健保組合に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

事業主（あいちフィナンシャルグループ）と健保がコラボ インフルエンザ予防接種の費用を補助します

被保険者（正社員・契約社員・パート）

いずれか1つを選択

被扶養者（家族）

①巡回接種 自己負担なし

65歳未満の方は、接種補助券の利用で当健保組合が全額負担。
65歳以上（生年月日が1960年4月1日以前）の方には接種補助券は発行されないが、事業主が全額負担。

②接種補助券が使える愛知県内の医療機関で接種※1

接種費用から、補助金**3,000円**を差し引いた額を自己負担。
費用が3,000円以下なら自己負担なし。

③愛知県外（または県内でも補助券利用不可）の医療機関で接種

医療機関に全額自費で支払い、後日**3,000円**を当健保組合に請求し補助金を受ける。※2



①接種補助券が使える愛知県内の医療機関で接種

接種費用から、補助金**1,500円**を差し引いた額を自己負担。

②愛知県外（または県内でも補助券利用不可）の医療機関で接種

医療機関に全額自費で支払い、後日**1,500円**を当健保組合に請求し補助金を受ける。※2



あいちフィナンシャルグループ健保組合**非加入**のパート等・派遣社員の方には、当健保組合からの補助金支給はありません。しかし、**パート等**（派遣社員は除く）の方は、**健保組合非加入でも、巡回接種が受けられます**（事業主が全額負担）。

※1 生年月日が1960年4月1日以前の被保険者の方には接種補助券は発行されませんが、補助金支給はありますので、「M1-024接種補助申請書（A）」に領収書（予防接種費用とわかるもの）を貼付し、直接、当健保組合へ申請してください。
※2 「M1-025接種補助申請書（B）」に領収書（予防接種費用とわかるもの）と接種補助券を貼付後、スキャンして「POWER EGG」で申請してください。原本は当健保組合へ送付してください。

早期発見で重症化を防ごう 人間ドックの予約はお済みですか？

対象者

人間ドック
年度内25歳以上の被保険者・被扶養配偶者
人間ドック+脳ドック
年度内45歳以上の被保険者・被扶養配偶者

年度内1回補助

当健保組合の手厚い費用補助を活用すると

通常何万円もかかる
人間ドックが
5,000円!!

脳ドック付でも
15,000円
と割安!!

人間ドックは、さまざまな病気の予防と早期発見を目的とした総合的な健診。職場の定期健診よりも詳しく検査できます。

被保険者の方は、春の定期健診も考慮して、10～12月の受診を推奨します。

※「巡回レディース健診（女性対象）」とはほぼ同様の検査となりますので、年度内の重複受診はできません。

★受診可能な契約医療機関は70ヵ所以上もあり、都合に合わせて選べます！

受診に関して右記の2点を 遵守してください！

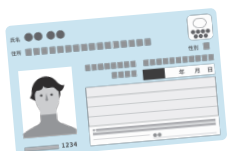
①②を行っていない場合、当健保組合の補助を受けられず、健診料金全額が本人負担となります。

①人間ドック・脳ドックの受診日までに「POWER EGG」または「人間ドック健診申込書」で当健保組合へ申請してください。

* 申請書は被保険者・被扶養配偶者それぞれで作成してください。

②胃部X線（バリウム）検査を受診しない場合は、事前に当健保組合にご連絡ください。

* 胃カメラへの変更の差額は本人負担となりますので、予約時に必ず差額の有無等を確認してください。



使っていますか？ マイナ保険証

保険証利用の登録をしたマイナンバーカードのこと

現在の保険証は2024年12月1日に発行終了、2025年12月1日に利用終了となり、マイナ保険証に一本化されます。

★事業主（会社）から健康保険法施行規則に基づきマイナンバーの提出を求められた場合や、マイナンバーカードの記載内容（住所等）に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

マイナンバーカードを保険証として 利用できるようにするには？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、**ご自身で「保険証利用の登録」が必要**です（登録は1回のみ）。急な病気のとときにあわてないよう、早めに登録しておきましょう。

保険証利用の登録はここでできます



マイナポータル



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM

マイナンバーカードの
保険証利用
申し込みの動画は
コチラ
（厚生労働省）



みなさんの個人情報を、適切に取り扱います

個人情報保護法に基づく公表事項



① 個人情報の利用目的

当組合は、次の利用目的で個人情報を取り扱います。

これらの利用目的を変更する場合は、本人に通知又はホームページ等に公表します。

個人情報の類型	利用目的
資格に関する情報	加入者の管理、標準報酬月額の設定、保険料の徴収、各種証の発行管理、オンライン資格確認システムへの連携、番号法に基づく情報連携、住基情報との突合確認
被保険者及び被扶養者の収入に関する情報	被扶養者の認定・検認、高齢受給者証及び標準負担額減額認定証の発行管理
被扶養者（被扶養者になろうとする者を含む）及びその同居家族の収入及び身分関係に関する情報	被扶養者の認定・検認
資格喪失者が加入する保険者に関する情報	レセプト振替の実施、保険者間調整の実施
現金給付に関する情報	保険給付の審査・支払、番号法に基づく情報連携
レセプトに関する情報	保険給付の審査・支払、医療費通知の発行、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした医療費分析、健康保険組合連合会に対する高額医療交付金の申請
加入者の口座情報	保険給付の支払、補助金の支払、保険料等の還付
健康診査に関する情報	未受診者への受診勧奨、保健指導対象者の特定、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした健診結果の分析、要医療者に対する受診勧奨、国に対する特定健診の実績報告、オンライン資格確認システムへの連携
保健指導に関する情報	保健指導の利用勧奨、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした保健指導結果の分析、国に対する特定保健指導の実績報告
保健事業（各種補助）に関する情報	利用者の管理、補助金の審査・支払
保健事業に関する情報	利用者の管理
被保険者の労務状況に関する情報	傷病手当金の審査・支払、出産手当金の審査・支払
医師等への照会で得た療養状況に関する情報	傷病手当金の審査・支払、療養費の審査・支払
第三者行為（交通事故等）に関する情報	加害者及び保険会社に対する求償
当組合の議員に関する情報	組合会・理事会に関する連絡、選挙の実施、研修の実施
当組合の従業員に関する情報	雇用の管理、研修の実施、福利厚生 の提供

※保有個人データの利用目的は、上表と同一です。

※個人情報保護法第21条第4項各号に定める次の場合は、利用目的の通知・公表を行わないことがあります。

- (1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合



② 安全管理措置の内容

組織的 安全管理措置	個人情報取扱責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や組合規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への緊急連絡体制を整備しています。個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、監事による監査を実施しています。
人的 安全管理措置	個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に定める他、個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施し、その効果を検証し、個人情報保護の施策に生かしています。
物理的 安全管理措置	個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
技術的 安全管理措置	個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスやマルウェア等から保護する仕組みを導入し、常に見直すとともに、このような情報システムには厳格なアクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

③ 保有個人データの開示等の請求に応じる手続

当組合が定める要領に基づき、保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等（訂正・追加・削除）又は利用停止等（利用停止・消去・第三者提供の停止）の請求に対応します。詳しくは、以下のページをご確認ください。

<https://www.aichifg-kenpo.or.jp/intro/policy> ▶



④ 保有個人データの 取扱いに関する 苦情の申出先

あいちフィナンシャルグループ健康保険組合

〒460-8678 愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号 TEL:052-262-9501